

教育研究高度化促進費審査要領

令和 2 年 1 月 20 日
研究推進委員会決定
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 3 月 15 日改正

教育研究高度化促進費の審査にあたっては、公立大学法人滋賀県立大学教育研究高度化促進費取扱要綱および本審査要領に従って行うこととする。

(審査会)

第 1 条 教育研究高度化促進費の申請書の提出があったときは、理事長は申請区分により特定課題研究審査会または提案課題研究審査会に審査を付議する。

2 特定課題研究審査会は次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常勤である理事
- (4) 各研究院長
- (5) 事務局次長
- (6) その他研究・評価担当理事が必要と認める者

3 提案課題研究審査会は研究推進委員会委員のうち研究・評価担当理事が指名する者で組織する。

4 特定課題研究審査会および提案課題研究審査会に委員長を置き、研究・評価担当理事をもって充てる。

(審査方法)

第 2 条 審査方法は特定課題研究においては書面審査およびヒアリング審査を実施する。提案課題研究においては書面審査のみを実施する。

(書面審査)

第 3 条 審査委員は次の各号に定める評定要素ごとに評価を行う。

- (1) 学術的に特色があり独創的で、本研究費で推進すべき研究課題であるか
- (2) 研究の着想に至った背景とこれまでの研究経過および研究目的が明確に示されているか
- (3) 地域や社会が求めている課題を解決する必要性が明確に示されているか（提案課題研究のみ）
- (4) 申請額の規模に適した研究上の意義が認められるか
- (5) 研究目的を達成するため、研究計画は十分に練られたものになっているか
- (6) 研究計画を遂行する上で、当初の計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか
- (7) 研究を進める上での推進体制、役割分担、準備状況が妥当であるか
- (8) 研究経費の配分は妥当なものか
- (9) 予想される結果から科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるイ

ンパクト・貢献が期待できるか

(10) これまでに受けた研究費やこれまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか

(11) 研究課題の成果を社会・国民に発信する方法は具体的であるか

2 評価は次の表に掲げる評定点ならびに提案課題研究においては総合評価と評価意見(理由)を付すものとする。

評定点	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

3 各委員の評価結果を取りまとめ、特定課題研究においてはヒアリング審査を実施する特定課題を、提案課題研究においては採択する提案課題および配分額を決定する。

(ヒアリング審査)

第4条 書面審査により選定された特定課題について、研究代表者からの説明10分、質疑応答5分を目途にヒアリング審査を実施する。

2 ヒアリング審査では審査票に採否を記載する。

3 前項の評価結果を踏まえ、採択する特定課題および配分額を決定する。

(その他)

第5条 審査の結果は研究推進委員会に報告するものとする。

2 審査委員が研究組織に含まれている研究課題については、当該委員は審査の全てからはずれることとする。